

記者発表資料	
令和4年7月15日	
担当課 (担当)	建築住宅課 (長谷、八幡)
電話	30-8375 (内線 7990)

## 鳥取市住宅小規模リフォーム助成 令和4年7月19日から受付を開始します

新型コロナウイルスは依然として収束せず、加えて原油価格・物価高騰などにより、地域経済活動の影響があることから、自ら居住する住宅の修繕、改修、模様替えなど住宅リフォーム需要の底上げを行い、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図ることを目的に、住宅小規模リフォーム助成を行います。申請の受付を令和4年7月19日から開始します。

### 1 助成対象者

- (1) 本市に住民票がある者
- (2) 市内に存する住宅の所有者であって、現に当該住宅に居住している者
- (3) 市税等の滞納がない者

### 2 助成対象工事

- (1) 住宅の機能回復や居住環境の向上のための修繕、模様替え、増改築等のリフォーム工事
- (2) 市内に本社を有する業者に施工させること
- (3) 工事の伴わない家具・家庭用電気機械器具、新築工事は助成対象外
- (4) 店舗、事務所など事業の用に供する部分と自己の居住の用に供する部分がある併用住宅にあつては、自己の居住の用に供する部分に限り助成対象とする
- (5) 対象工事費の額が消費税及び地方消費税を含めて20万円以上となること
- (6) 同一箇所において、本市の他の住宅改修に関する制度の助成を受ける場合は、助成対象外とする
- (7) 助成対象工事は、助成金の交付決定後に着手し、令和5年3月31日までに工事を完了すること

### 3 助成金額

対象工事費の20%で上限20万円のいずれか低い額

※満18歳までの子ども、障がい者又は満65歳以上の高齢者が同居する世帯は、20%で上限30万円

### 4 受付期間

- (1) 受付期間 7月19日(火)9時～10月31日(月)17時15分まで  
※予算額に達した時点で受付を終了させていただきます
- (2) 受付方法 先着順で電子申請サービス、郵送又は窓口のいずれかで受付
- (3) 申請・問合せ 住宅小規模リフォーム助成窓口(鳥取市役所本庁舎2階27番)

### 5 交付件数(予算額)

交付総額(1.9億円)以内で950件程度

### 6 前回の実績(令和2年度)

- ・申請者数:919名
- ・施工業者数:287社
- ・助成総額:185,575千円(工事費計:12億9,403万円)

### 7 広報活動

市報7月号掲載(6/25)、建築関係団体及び前回リフォーム助成業者へチラシ送付(6/30)、市公式ウェブ掲載(7/1)、新聞広告掲載(7/6)